第２号様式

覚　　書

　秋田県立図書館長（以下、「甲」という。）と　　（以下、「乙」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

第１条（寄贈雑誌）

１　甲は乙から「　　」の雑誌の寄贈を受けるものとする。

　寄贈する雑誌は、乙のイメージにあったものとし、かつ甲の選考基準に見合うものとする。

第２条（広告掲載の方法）

１　甲は、乙から寄贈を受けた雑誌にカバーを掛けて、乙の広告を雑誌の裏面に掲載することができる。この場合、広告の内容等については事前に甲に協議するものとする。

第３条（寄贈の期間）

１　乙が甲に対して寄贈する期間は原則１年間とする。但し、期間満了の３ヶ月前までに、甲乙いずれかの書面による本契約による解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とする。

第４条（雑誌購入費）

１　雑誌の寄贈に伴う雑誌購入費及び振込手数料は乙の負担とする。

２　年間購入費に変動が生じ、あらかじめ乙が支払った年間購入費との間に不足額が生じた場合、乙はその不足額を負担するものとする。

第５条（広告掲載の責務）

１　乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

２　乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

３　第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

第６条（協議）

１　本覚書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

　本覚書は２通作成し、甲乙署名捺印の上、各１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　秋田市山王新町１４－３１
　　秋田県立図書館長　菅　原　敏　紀　　印

乙　住　所
　　会社名
　　職氏名　　印